

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1. 計画の背景

平成12年6月、国では循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な枠組法である「循環型社会形成推進基本法」を公布し、廃棄物の適正処理に関する廃棄物処理法、再生利用の推進に関する資源有効利用推進法、個別リサイクル法令を整備してきました。本市では、循環型社会の実現を目指し、市民、事業者、行政が一体となっておみの減量化とリサイクルに取り組む社会環境を構築するため、平成18年11月に「中央市一般廃棄物処理基本計画（第1次）」（計画期間、平成19年度～平成28年度）を策定しました。

国は平成22年12月、平成28年1月に廃棄物処理法に基づく基本方針を変更し、環境保全を前提とした循環型社会を形成するため、廃棄物発電の導入、バイオマスの利活用、地域循環圏の構築など廃棄物行政が大きく変化しました。本市でも平成21年度から廃食油収集や、再資源化などの取組みを始め、平成24年度に「中央市一般廃棄物処理基本計画（第1次）」を一部改訂しました。

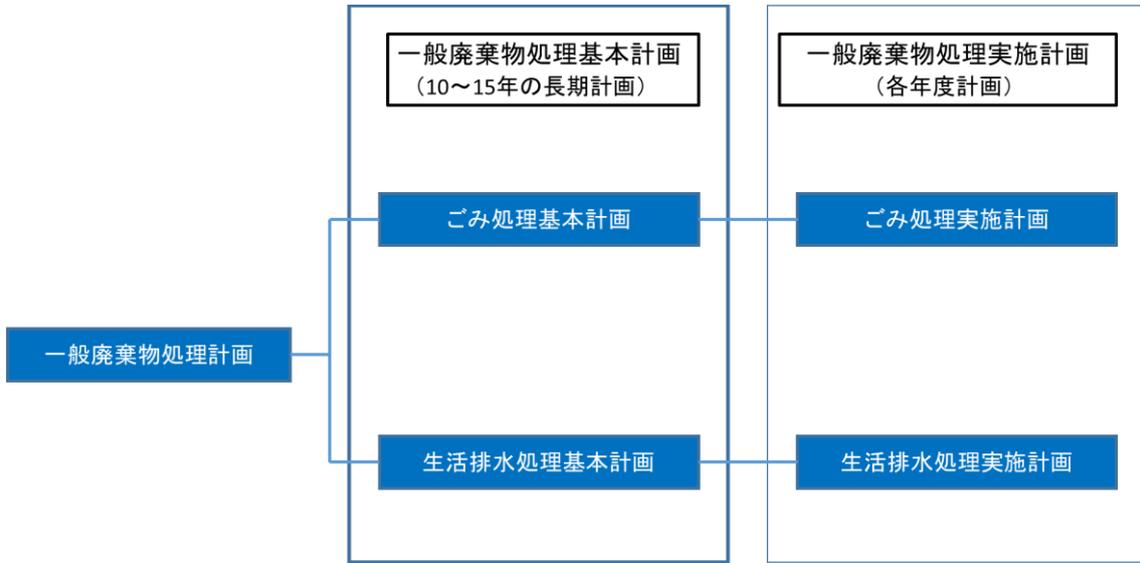
平成28年度は中央市一般廃棄物処理基本計画（第1次）の最終年に当たることから、国の基本方針を踏まえ、当市のこれまでの取組みを考慮し、ごみ処理計画及び生活排水処理計画をあわせ「中央市一般廃棄物処理基本計画（第2次）」を策定することとしました。

### 2. 計画の位置づけ

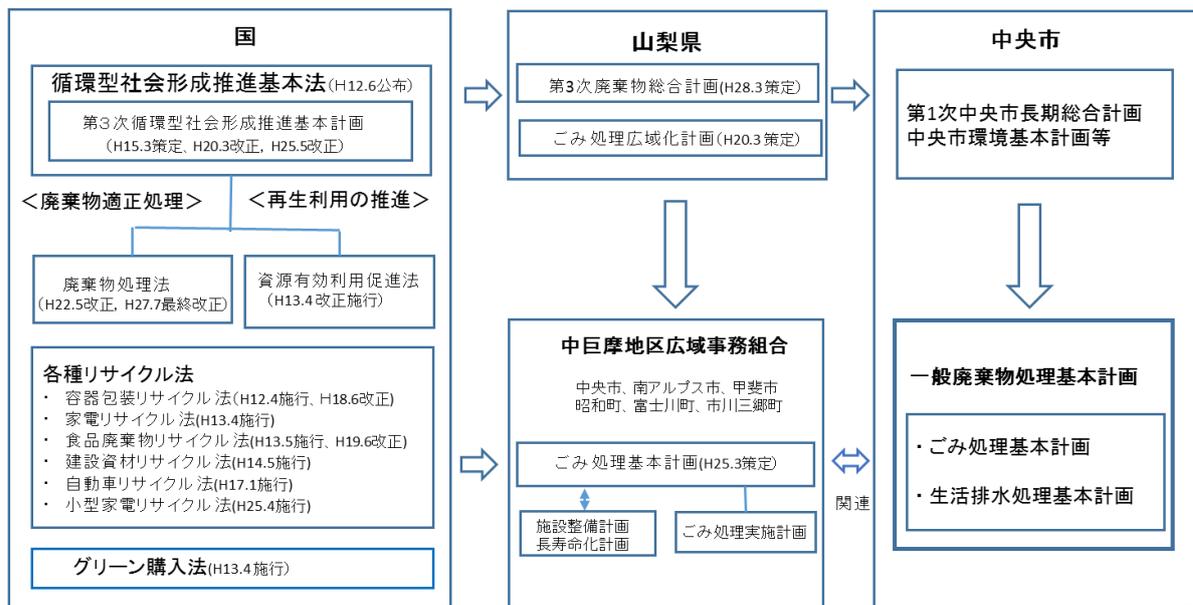
一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。この計画は、一般廃棄物の処理責任を負う市町村が区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されます。また、基本計画、実施計画のそれぞれにごみに関する部分と生活排水に関する部分があります。

一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済状況、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえたうえで、一般廃棄物処理施設の整備や体制、財源の確保等を検討するなど、現実的かつ具体的な施策を総合的に検討することが求められています。



本計画の上位計画として、本市の総合計画、環境基本計画等や国の「循環型社会形成推進基本計画」、県の「第3次山梨県廃棄物総合計画」等があります。また、関係法令としては、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法等があります。本計画は、これら上位計画との整合を図り、関係法令を踏まえ、策定するものです。



### 3. 計画期間と計画区域

本計画の計画期間は、平成 29 年度を初年度とし、平成 38 年度までの 10 年間とします。

本計画については、国のごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）に準じ、概ね 5 年ごと、または、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

本計画の計画区域は、本市の全域とします。

### 4. 計画の基本方針

#### （1）ごみ処理基本計画

資源循環を基本とした循環型社会の構築に向け、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を分担し、リデュース、リユース、リサイクルの 3 R に係る施策を展開します。基本方針は次のとおりです。

- 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組みをさらに推進します。
- 分別を徹底し、適正処理を推進します。
- 効率的な処理体制の整備検討を推進します。
- 災害廃棄物の処理検討を推進します。

#### （2）生活排水処理基本計画

生活排水処理は、快適な日常生活を営む上で必要であるとともに、河川等の公共用水域の水質保全や地下水の水質保全にとって重要です。このため、本市では、市全域を対象として、公共下水道や農業集落排水施設、合併浄化槽など汚水処理施設の整備を、効率的かつ確実に進めていきます。基本方針は次のとおりです。

- 現在、集合処理として整備済みの区域を中心として、公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽処理の 3 つの施設整備により、汚水処理を推進します。
- 公共下水道の未整備区域については、事業進捗を図ります。
- 汚水処理対策が必要となるその他の区域では合併浄化槽の整備促進に向け、検討を進めます。
- コミュニティ・プラント施設を公共下水道に接続します。

## 5. 国や県の動向

平成 12 年に循環型社会形成推進基本法が制定され 16 年が経過しました。その間、廃棄物に関する各種法令の整備、3 R の推進等の取組みが実施されてきました。近年の取組みは以下の通りです。

### ○ 廃棄物の適正処理

：廃棄物処理法では数次にわたる改正があり、平成 27 年には災害廃棄物が位置づけられ、災害により生じた廃棄物処理に係る基本理念の明確化、国、地方公共団体、事業者等の連携・協力の責務の明確化、非常災害時の一般廃棄物処理施設の設置、既存の産業廃棄物処理施設の活用に係る手続きの簡素化などの改正が行われました。

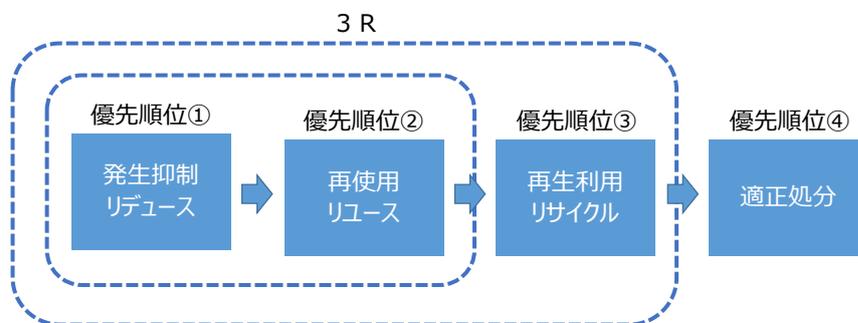
平成 28 年には、廃棄物処理法に基づく基本方針が変更され、平成 32 年度を目標年度とした廃棄物の減量化の目標量の設定、廃棄物の減量・適正な処理の基本方向としては廃棄物排出抑制（リデュース）、不法投棄・不適切処理の抑制、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収の順に循環利用を徹底すること、災害廃棄物についても可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保することを基本とするなどの改正が行われました。

### ○ リサイクルの推進

：平成 25 年 4 月から小型家電リサイクル法が施行され、家庭の電気や電池で動く、パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機など幅広い小型家電が対象となり、認定リサイクル事業者が分解・破碎・選別し、金属精錬事業者が有用金属に再生するといったリサイクルが推進されています。

平成 27 年 7 月には食品リサイクル法に基づく新たな基本方針が公表され、食品関連事業者、消費者、地方公共団体、国は食品ロスの削減に努めることとされました。消費者については食品ロスの実態の認識、賞味期限等の理解、食品ロスの削減に資する購買行動、食べ切り・使い切り、外食における適量な注文、食べ残しの削減等の取組を通じ、食品ロスの削減に努めることとしています。

第3次循環型社会形成推進計画（平成25年5月）では、3Rの推進に当たっては、再生利用（リサイクル）に先立ち、廃棄物排出抑制（リデュース）と再使用（リユース）を可能な限り推進することを基本にし、循環型社会の形成を実行していくこととしています。



## 6. 国及び県の計画における一般廃棄物に係る数値目標

国及び県のごみの削減量などの数値目標は次の通りです。

| 区分     | 国<br>第3次循環型社会形成推進基本計画<br>(平成25年5月策定)  | 山梨県<br>第3次山梨県廃棄物総合計画<br>(平成28年3月策定)             |
|--------|---|---|
| 目標年    | 平成32年度  | 平成32年度  |
| 基準年    | 平成12年度  | 平成25年度  |
| 減量化    | 1人1日当たりごみ排出量（直接搬入、<br>集団回収を加えた事業系を含む）<br>：25%減<br>1人1日当たり家庭ごみ量<br>（集団回収、資源ごみを除く）<br>：25%減 | 生活系、事業系、集団回収ごみ<br>：10.6%削減<br>生活系ごみ<br>：11.3%削減 |
| リサイクル率 |   | 23%（基準年から+6.4ポイント）                              |
| 最終処分量  | 1,700万t（概ね70%削減）  | 23千t（基準年から25.8%削減）                              |